

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江薫風会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額15万円を上限とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月20日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会または監査、評議員会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき5,000円

宿泊料 1泊につき6,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成 19 年 3 月 31 日改定

平成 25 年 4 月 21 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定